

令和7年度第1回横須賀市総合教育会議議事録

1 開会の日時

令和8年1月15日（木） 午前10時00分

2 出席委員

上 地 克 明	市長
新 倉 聡	教育委員会教育長
澤 田 真 弓	教育委員会委員 (教育長職務代理者)
川 邊 幹 男	教育委員会委員
元 木 誠	教育委員会委員
阿 部 優 子	教育委員会委員

3 傍聴人 3名

4 議題及び議事の概要

- ・横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について
- ・横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について

○開会

○議事 (1) 横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について

(教育総務部長)

議事(1) 横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画についてを議題とします。内容について、教育政策課長から説明をお願いします。

(教育政策課長)

横須賀市教育振興基本計画に基づく、後期実施計画についてご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

記載の図にありますとおり、本市では、令和4年から令和11年度までを計画期間とする第2次横須賀市教育振興基本計画を策定し、横須賀の目指す教育の姿及び基本的な方針を定め、また、この基本計画に基づく実施計画について、計画期間を前期4年間、後期4年間とし、今年度は後期実施計画を策定したいと考えています。

2ページをご覧ください。

2の計画の体系になります。

初めに、表の一番左の基本的な方針ですが、この基本的な方針につきましては、基本計画として示している4つの方針でございまして、今回は実施計画の策定のためこの部分に変更せず、柱と施策について変更していきたいと考えています。

2ページのその隣が現在の前期実施計画の体系、柱と施策になり、3ページ、右側になりますが、現在考えています後期実施計画の体系案になります。前期計画では8つの柱、21の施策でございましたが、後期計画では9つの柱と27施策の体系を考えています。

前期計画との主な変更点につきましては、3ページに色づけをさせていただきました柱1、主体的・対話的で深い学びの実現。柱4、「誰も一人にさせない」学校づくり。柱7、学校・家庭・地域の連携、協働の推進。柱8、安全・安心な教育環境づくり。柱9、教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進になります。

4ページをご覧ください。

重点的に進めさせていただきます柱と施策になります。

初めに、(1) 主体的・対話的で深い学びの実現になります。校務・教育データの連携・分析・利活用、生成AIを活用した取り組みなど、教育現場におけるDXを推進し、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

主な施策は、①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実として、学習履歴、評価や児童生徒一人一人の特徴、健康情報などに関するデータの整備、一元化や、そのデータを活用した個別最適かつ協働的な学びを推進します。②学習環境の整備では、1人1台端末、英語AIアプリ、電子黒板など、特にICT環境の整備を行っていききたいと考えています。

続きまして、(2) 「誰も一人にさせない」学校づくりです。支援教育及び不登校に関する取り組みを今後さらに推進し、一人一人の状況に応じた学びの機会と支援を受けられる環境を整えます。

主な施策は、①支援教育の改革として、合理的配慮、基礎的環境整備を推進します。②切れ目のない不登校支援の推進では、(仮称)不登校支援中核セ

ンターを設置します。③支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実では、教室に入れない児童生徒のための居場所と、通級指導のための教室として、順次サポートルームを開設します。

続きまして、(3) 学校・家庭・地域連携、協働の推進です。コミュニティスクールや部活動の地域連携など、学校・家庭・地域の連携、協働を推進します。

主な施策は、①学校運営協議会のさらなる推進として、コーディネーターの配置を行います。

5 ページをご覧ください。

(4) 安全・安心な教育環境づくりでございます。児童生徒のための環境づくりや、保護者の負担軽減に関する取り組みを推進し、児童生徒だけでなく、保護者も安全・安心な教育環境を整えます。

主な施策は、まず、①給食費の支援でございますが、保護者の負担軽減を図るため、令和8年度に市立学校へ通学する児童生徒に給食費の支援を行います。具体的には、小学校では、本市の給食費と国からの助成額の差額を市が負担し、給食費を無償とします。また、中学生につきましては、物価高騰による給食費値上げ分を引き続き市が負担いたします。

続く、②遠距離通学の支援では、安全性の確保や、保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学となる地域から公共交通機関を利用して、市立学校へ通学する児童生徒に定期券代を全額助成します。助成の対象となる基準といたしましては、小学校は通学距離がおおむね2キロ以上の児童、中学校はおおむね3キロ以上の生徒になります。

最後に、(5) 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進として、学校と教育委員会が一体となり、教職員の働き方改革をより推進し、時間外在校等時間の縮減及び教職員の働きがいの向上を図ります。

主な施策は、校務支援システムの更改や、電子黒板の導入を進めるなど、ICTの導入を積極的に行い、教職員の働き方改革を進めていきます。

6 ページをご覧ください。

4、後期実施計画の効果的な推進についてでございます。

後期実施計画に掲載されている施策等を効果的に進めるため、教育・学校DX、地域教育資源の充実と学校の協働、学校組織、教員の働き方改革を一体的に推進していきます。

簡単ではございますが、このような計画の体系で、現在、後期実施計画の策定を検討しています。なお、今後は学力向上推進プラン、支援教育プラン、後ほどご報告させていただくスクールスマイルプランなど、教育委員会で策定する個別計画のほか、市全体でも4年に1度の実施計画の策定年度となっ

ているため、その整合性を図りながら後期計画の策定を進めていきたいと考えております。

説明は以上になります。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について、ご説明がありました。

まず、委員の皆様からご所見等をお願いしたいと思います。

澤田委員、お願いいたします。

(澤田教育委員会委員)

失礼いたします。

ただいまご説明をいただきました後期実施計画全体を見ますと、令和5年6月の国の教育振興基本計画の方向性に、さらにはそれを具現化する、今まさに検討中であります次期学習指導要領改定に向けた中央教育審議会教育課程企画特別部会での論点が網羅されている内容となっていると思われました。もちろん、それは横須賀市の現状や課題に即した取り組みや事業展開となっております。

さて、その中で、私からは「誰も一人にさせない」学校づくりの観点から、お話をさせていただきます。

現在、全国的な喫緊の課題として、増加している不登校児童生徒をはじめ、特別支援教育の対象となる児童生徒や、外国人児童生徒、特定分野に強い興味や関心を示すなどの特異な才能のある児童生徒への支援の充実、そして、そのような状況下で、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が挙げられております。

当然のことながら、どの学校にも多様な個性や特性を有する子どもが在籍しております。インクルーシブ教育システムの充実に向けて考えてみますと、合理的配慮の提供を含め、障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い特別支援教育をどのように考えるか。その際、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程の質の向上や自立活動の充実をどのように図っていくか。また、子どもたちの状況を見ますと、学校内に限らず、家庭環境の影響など、複数の要因が重なっていることも多く、児童生徒一人一人で背景が異なります。だからこそ、個々の状況に応じた支援、様々な選択肢が必要になります。このような多様な児童生徒の学びでは、各学校が編成する1つの教育課程では対応が難しくなります。

後期実施計画で示された1つ目の「支援教育の改革」では、再度、行政や学校、教員が合理的配慮や基礎的環境整備について考え、これまで以上に推進していくことが必要です。そして、2つ目の「切れ目のない不登校支援の推進」では、仮称ではありますが、「不登校支援中核センターの設置」を検討しています。さらに3つ目として、「支援教育と不登校支援の一体化による支援の更なる充実」では、「サポートルームの開設」、教室に入れない児童生徒のための居場所と通級指導のための教室を考えています。これらは先ほどお話をいたしました次期学習指導要領において可能となるであろう「多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程」をまさに実現していくものとなります。

こうした取り組みは、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組み、行政が整備する基礎的環境整備でもあります。その上で子どもたちの実態やニーズに合わせた様々な学習が展開できます。これらの取り組みの具体については、現在、検討中と伺っておりますが、これまで制度上困難であったことが可能となるものであり、夢と希望が膨らむ取り組みであると思っております。ぜひアイデアを出し合って、後期実施計画を充実させていただきたいと思っております。

最後に、昨年11月の定例会で、「令和6年度横須賀市小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査の結果」について、支援教育課よりご報告がありました。その折に支援課からは、「児童生徒がどんな状況であっても、他者との関わりの中で学びを深める機会を失うことがあってはなりません。」とありました。ここが非常に大切な視点であると思っております。

私からは以上です。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

続きまして、川邊委員、お願いいたします。

(川邊教育委員会委員)

私からは、完全・安心な教育環境づくりの観点からお話をさせていただきます。

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、自然災害や事件、事故から児童生徒の安全を守る体制づくりが必要です。特に子どもたちが毎日、登下校する通学路は、安心・安全でなければなりません。

近年は気候の変化が激しく、極端な大雨の増加、猛暑による熱中症の危険など、通学の子どもの負担や危険性は以前より大きくなることを感じています。

こうした状況を鑑みますと、遠距離通学する子どもたちへの支援は必要なことだと考えます。

以上です。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

続きまして、元木委員、お願いいたします。

(元木教育委員会委員)

私からは、主体的・対話的で深い学びの実現の観点から、後期実施計画について意見を述べさせていただきます。

後期実施計画では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をはじめ、教育D Xの推進や学習環境の整備など、主体的・対話的で深い学びを支えるための施策が体系的に整理されていると受け止めています。

昨今の教育現場では、家庭環境の影響をはじめとする複数の要因が重なり合い、児童生徒一人一人が置かれている背景や状況が大きく異なるケースが増えてきています。学習面だけでなく、生活面や心理面の課題を併せ持つ児童生徒も多く、画一的な対応では十分な学びを保障することが難しい状況にあります。そのため、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育支援がこれまで以上に重要であると考えております。

こうした中で、主体的・対話的な深い学びは、他者との関わりを通じ、考えを深める力や自己肯定感、協調性といった非認知能力を育成する上で、大きな役割を果たすものです。

一方で、学びの土台となるのは、各教科における基礎的、基本的な知識や技能、思考力、判断力といった認知的能力の確実な育成であることも忘れてはなりません。対話や活動そのものを目的にするのではなく、教科の学習内容をより深く理解し、確かな学力につなげていくための手段であるべきです。

その意味で、後期実施計画に位置付けられている授業力向上や教科等研究の推進が対話的な学びと、教科の学習の質の向上を両立させる取り組みとして進められることを期待しています。

また、1人1台端末の活用や電子黒板、教育データの整備は、児童生徒の学習状況を的確に把握し、子どもたちが自ら考え、対話し、試行錯誤しながら学びを深めていくための支援として活用されることが重要です。ICTの活用自体が目的となるのではなく、認知的能力と非認知能力の双方をバランスよく伸ばしていくために活用されることが求められていると考えております。

さらに、深い学びの実現には学校内にとどまらず、地域や世界とつながる学びも欠かせません。実社会との関わりを通じて学ぶことで、教科で学んだ内容の意味や価値を実感し、主体的に学ぼうとする姿勢が育まれると考えています。そのためにも、教職員が児童生徒一人一人に丁寧に向き合える環境づくりが重要です。

後期実施計画に示されている教職員の資質、能力向上や、働き方改革が着実に進められることで、個に応じた支援と教科の学力を基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現が図られていることを期待しています。

後期実施計画の趣旨が現場の教育活動に確実に反映されるよう、教育委員としても引き続きしっかりと関わっていきたいと考えております。

私からは以上となります。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

続きまして、阿部委員、お願いいたします。

(阿部教育委員会委員)

私からは新しく整理された7番目の柱、学校・家庭・地域の連携、協働の推進の観点からお話ししたいと思います。

社会の多様化が進む中、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。ただ、一人一人の子どもを大切にすることには変わりませんので、より丁寧な対応が求められてきていると思います。しかし、多様化するニーズや、増える教育課題に対応していくことは、学校だけでは非常に難しくなっている状況があると思っています。

今までも学校は家庭や地域と連携して、子どもたちの健やかな育成のために様々な教育活動を行ってまいりましたが、今後はより一層連携を深め、より一層一体となって取り組んでいく環境づくりを進めていく必要があると考えています。例えば、学校運営協議会が設置され、多くの方々が子どもたちを支えてくださっています。子どもたちのことをよく見守り、大事に思ったださっていることがよく分かる、伝わってくると学校関係の方々から伺っています。ただ、そこで出た意見や案を実行に移す段になったときに、いつ、誰が、どのようにするのか、具体的なことは学校側の主導に任されてしまいがちで、主に担当窓口となっている教頭先生や担当職員の業務が増え、迅速な対応がしにくいという課題もあるのではないかと懸念しています。

具体的な施策として、コーディネーターの配置とありますが、そこに結集する関係者のご意見や善意をより実効性のあるものにするために、大変重要

なことだと期待しています。コーディネーター配置という新しい仕組みをつくることで、運営協議会に上がった課題や提案を速やかに、スムーズに解決したり、実行したりする方向へと導くことができるのではないのでしょうか。地域との窓口となるコーディネーターが配置されれば、より一層学校運営協議会の活性化が進むものと考えます。また、家庭との連携も学校からだけでなく、地域からのアプローチもしやすくなるのではないかと期待しています。ぜひ実現させていただきたいと思います。

以上です。

(教育総務部長)

委員の皆さま、ありがとうございました。

それでは、教育長からご所見をお願いいたします。

(新倉教育委員会教育長)

各教育委員からのご発言にもありましたけれども、社会変化の激しい流れの中では、学校現場において様々なニーズに応じた新しい取り組みが求められている状況です。

これまでも、1人1台端末の整備ですとか、ICTの効果的な活用の推進、スクールカウンセラーの配置等をはじめとした、いじめ、不登校に対する取り組みを進めてまいりましたけれども、今後は、さらに一歩進んだ取り組みが必要であると考えております。

本日もご説明させていただいた主な施策につきましては、後期実施計画の中でも、特に推進していくべきだと捉えています。その中でも、財政負担を伴う給食費の支援、遠距離通学の支援については、児童生徒の安全性の確保、また保護者の経済的負担の軽減の観点からも重要な取り組みであると捉えております。

私からは以上でございます。

(教育総務部長)

教育長、ありがとうございました。

それでは、市長からご所見をお願いいたします。

(上地市長)

様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

この計画には、社会変革などの様々な問題が提起されており、今後どのように解決していくかについて、お話をさせていただきます。

これだけA Iやスマートフォンが発達して、子どもたちが様々な情報を手に入れることができています。知識は得るのですが、それをどうやって理解をし、どうやって使っていくかという、そういったものが、これからはすごく重要になっていくのではないかと思います。

生き抜く力というのは、子どもたち一人一人が育ってきた環境や、そこで得た経験則や価値観に大きく左右されます。こうした背景を十分に踏まえないまま、A Iやスマホ、C h a t G P Tなどのツール活用だけ先行させてしまうと、子どもたちに本当の意味で生き抜く力が育たないのではないかと、いうことを危惧しています。

一人一人に寄り添うことの重要性は、認知面と非認知面の双方において理解していますが、そのためには先生方が子どもたちの背景を理解して、何をどのように伝えるのかを整理したうえで実践していく必要があります。最近では特に、こうしたソフト面の取り組みが重要だと感じています。

これからの時代は、どのような変化が起こるかわかりません。だからこそ、経験則に基づいた知恵や力、勇気を、子どもたちにどう身に付けさせていくかが重要です。家庭、地域、先生がそれぞれの立場に関わり、子どもたちにそれらを伝え、育てていくことが欠かせないと思います。

A Iなどの様々なツールは有効ですが、先生方自身がそのツールをしっかりと理解し、認識していくことが前提です。また、多様性というのはどういう意味なのかということ、根源的かつ本質的に理解したうえで進めていかなければ、せっかくの後期実施計画も絵に描いた餅になってしまうのではないかと、いうことを、実は憂慮しております。

計画そのものは素晴らしいことだと思います。だからこそ、それを扱う側の先生方が、本当に寄り添うというのはどういうことなのかをよく理解し、何をもち寄り添うのかを丁寧に議論していくことが必要です。生き抜くということはどういうことなのだと、先生方も含めて子どもたちと一緒に考えるような場面があればと思います。

私からは、以上です。

(教育総務部長)

市長、ありがとうございました。

それでは、最後に教育長、お願いいたします。

(新倉教育委員会教育長)

大変貴重なご意見ありがとうございました。

私が一番心配しておりますのは、理論をつくるだけで物事が進むのではな

く、それが実行されなければいけないという点に必ず課題が残っているというところでは。

今回、教育委員会として、後期実施計画の主な施策については検討させていただきました。今後、横須賀市の再興プランとして、整合性を図りながら一つの実施計画として作業を進めてまいります。この内容自体をいかに教職員に伝達し、教育委員会と教職員が共に子どもたちに対し、学校現場で実践してもらえるかというところに、大きく力を合わせていかなければいけないと改めて感じております。

その意味では、今回のこの計画自身が、実行にあたっては必ず学校現場と一体となって実施ができるように進めてまいりたいと考えます。

私からは以上です。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

○その他 (1) 横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について

(教育総務部長)

それでは、続きまして、次第の3、その他の(1)です。横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針についてに移りたいと思います。

内容について、教育政策課長から説明をお願いいたします。

(教育政策課長)

横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針についてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

1、教職員の働き方改革の方針についてです。

教職員が働き方改革の方針は、教員が教員でなければできないことに集中できる環境の実現を目指すため策定するもので、現行プランでは、令和4年度から令和7年度の間において、学校と教育委員会が一体となり、多くの取り組みを行った結果、目標指標の達成には至っていないものの、時間外在職等時間の縮減など、目標指標の改善傾向が見られています。

現行プランにおける目標指標につきましては、1ページの中、四角に囲った部分に記載の4つの項目になります。なお、目標指標に対する令和6年度までの達成状況の詳細につきましては、6ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、2、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についての概

要になります。

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に則して、業務量管理、健康確保措置実施計画を定めることとなりました。また、この実施計画を策定した場合、速やかに公表するとともに、総合教育会議に報告する必要性があり、さらに実施計画に位置付けた取り組みの実施状況や目標の達成状況についても、毎年度公表し、総合教育会議に報告することが義務づけられました。

(2) 実施計画で定める事項につきましては、①目標として、時間外在校等時間について、1か月45時間以下、1年間360時間以下、②取り組みとして、学校と教師の業務の3分類を地域の実情において記載することとされています。なお、学校と教師の業務の3分類の詳細につきましては、3ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

2ページをご覧ください。

次期教職員の働き方改革についてになります。

本市では、国の指針に基づく実施計画を盛り込んだ方針として、令和8年度から令和11年度を計画期間とする教職員の働き方改革の方針、スクールスマイルプランを策定し、学校と教育委員会が一体となり、働き方改革に組み込み、時間外在校等時間の縮減及び教員の働きがいの向上を目指します。

次期プランの目標指標につきましては、四角に囲った部分に記載のとおり、大きく2つになります。

まず、時間外在校等時間につきましては、月45時間を超えるの教員の割合と、年360時間を超えるの教員の割合を0%とします。

ウェルビーイングの向上につきましては、現在の職場を働きやすい職場と感じている教員の割合、仕事にやりがいがあると感じている教員の割合を80%以上とします。

なお、この目標指標につきましては、昨年度神奈川県が策定した教員の働き方改革に関する指針に掲げた目標と同じ内容となっております。

続いて、(2) 方針及び取り組みでございます。

目標指標を早期に達成するため、5つの方針を掲げ、教職員の働き方改革に資する様々な取り組みを実施します。

初めに、方針1、学校と教師の業務の3分類の推進です。本市の実情に合わせ、学校と教師の業務の3分類を適切に進め、学校での業務負担を縮減します。

続いて、方針2、その他業務の適正化、ICT等を活用した働き方改革の推進では、学校と教師の業務の3分類と併せ、学校現場を支える職員配置のさらなる充実や、業務分担の役割の適正化と明確化を図るとともに、ICT

等を活用し業務負担を軽減します。

次に、方針3、健康管理を意識した働き方改革の推進では、時間外在校等時間の縮減や、適切な年次休暇の取得の推進など、心身のリフレッシュを図り児童生徒への教育に取り組めるような環境づくりを行います。

方針4、働き方改革に対する意識改革の推進では、学校で実施している好事例を共有し、働き方改革の好循環を生み出すなど、働き方改革を進める上で重要となる意識改革の向上を図ります。

最後に、方針5、教職員の働き方改革の検討体制及び学校へのフォローアップ体制の充実については、学校と教育委員会が一体となり、本方針を進めるためのフォローアップ体制を充実させます。

続いて、資料4ページをご覧ください。

現行プランにおける方針及び取り組みと、次期プランにおける取組案について、記載しています。

左側4ページが現行のプラン、5ページが次期プランにおける方針と取り組みになります。

次期プランにつきましては、国が示した学校と教師の業務の3分類と本市の取り組みを併せた形で取り組んでまいりたいと考えています。

以上が説明になりますが、今後も教職員の働き方改革につきましては、学校現場の状況を把握した上で、教育委員会と学校が連携を図りながら効果的に推進していきたいと考えております。

説明は以上になります。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について報告をさせていただきました。

市長からご所見等があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(上地市長)

ようやくここまで進んできたという思いがあります。

教育基本法における人格を陶冶するということを全て教育現場に任せているような教育は果たしていかなものかということは、ずっと考え、いつも話をしてきました。その責務を全て先生方に押しつけていた社会そのものもいかなものかとずっと思い続けてきました。そうした中で、今回、学校と教職員の業務の3分類が出来上がったということは、ある程度整理をつけた

ければいけないという方向で、考え方が成り立ってきたのだと、ある意味では好意的に捉えています。

ただ、まだまだこれからだとも思っています。ICT、DXも含めて、実は市長部局でお手伝いをさせていただきながら、個別の業務を横須賀市としてどう分類し、何を教育に集中できる環境にしていくかということは、私は当選してから真っ先にやらなければならないと、ずっと思ってきました。ようやくここに来て、その第一歩が示されたということはすごくうれしく、遅きに失するとは言いませんが、ようやくここまで来たなと感じています。

これから、どんどん取り組ませていただき、教育者が何をもって教育者であるべきかということまで突き詰めていくためには、環境を変えていかなくてはいけないと思っています。市長部局としてもお手伝いをさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上です。

(教育総務部長)

市長、ありがとうございました。

それでは、教育長からご所見をお願いいたします。

(新倉教育委員会教育長)

今回の教育職員の働き方改革、基本的なスクールスマイルプランも、国からある一定の基準が示されてきて、これに沿うようにという指示になっています。言葉を変えますと、ある意味での労務管理の方法を提示しているにしか過ぎないのかなと思っています。

それを踏まえた上で、私たちが一番にやらなければならないのは、先ほど市長からもありましたが、本来の教師の本分が何か、そこに集中できる体制をつくることだと思っています。少なくとも子どもをどうやって育てていこうか、どういう子どもをつくっていこうかということを、先生方が自分の本分とし、どのように寄り添っていくかというのをそれぞれがつくっていくことによって、それが最終的に先生方の働き方のウェルビーイングにつながっていくのではないかとと思っています。

この考え方と進め方については、何をどう手助けしたらいいのか、何を切り離していったらいいのかということについては、今回、一つの計画はつくりましたけれども、これにこだわることなく、常に検証をしながら、その時点での最新の方法を取っていかなければならないなということを改めて思いました。そのような気持ちで進めさせていただきたいなと思っています。

私からは以上です。

(教育総務部長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、予定していた案件を全て終了いたしましたので、進行を市長にお戻しいたします。よろしく願いいたします。

(上地市長)

お疲れさまでございました。

今、ウェルビーイングという話があったので、一言付け加えさせていただきます。

ウェルビーイングというのは、実はハピネスの積分だと思っていて、これは子どもたちでも、大人でも、教職員でも同じだと思います。教育現場で接した子どもたちと一緒にあってハピネスを積み重ねていくことこそが生きていくことであり、現場だと思っております。その意味で大変なものを皆さんには背負わせていると思いますけれども、ぜひ私たちも、市長部局も一緒にあって頑張っていりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、予定していた案件は全て終了いたしましたので、本日の総合教育会議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

5 閉会及び散会の時刻

令和8年1月15日(木) 午前10時40分